

「寺泊－小木間のジェットfoilチャーター便を利用した旅行商品造成事業」 公 募 要 領

令和元年 6 月 17 日
長岡佐渡広域観光協議会

長岡佐渡広域観光協議会は、令和元年度において、観光振興を目的として、寺泊と小木間で運航するジェットfoilをチャーターし、これを利用した旅行商品を造成・販売する事業（以下、「本事業」という。）を実施する者を以下の要領で募集します。

なお、本事業は、新潟県、長岡市及び佐渡市からの支援により実施されます。

1 事業の目的

寺泊・小木間のジェットfoilを利用した魅力的な旅行商品が造成・販売され、多くの観光客が寺泊・長岡地域、佐渡地域を訪れることにより、両地域の振興を図るとともに、当該航路の観光航路としての可能性を探ることを目的とする。

2 事業の内容

以下の条件の下、寺泊・小木間を運航するジェットfoilをチャーターし、これを利用した寺泊・長岡地域、佐渡地域を含む旅行商品を造成・販売する取組について、送客数に応じた補助や広告宣伝に要する費用等に対する支援を行う。

(1) 使用船舶

運航事業者である佐渡汽船が所有するジェットfoil（旅客定員 250 名）

(2) 運航航路

寺泊港（長岡市）～小木港（佐渡市）

(3) 航行時間

片道 1 時間

(4) 運航可能日数

最大 12 日

※佐渡汽船の船員配乗、ジェットfoilの点検により 12 日未満となることもある。

(5) 運航可能日

次に掲げる日が運航可能日であるが、ジェットfoilの点検の都合上、連続運航は最長 4 日までとする。

7 月… 29 日(月)～31 日(水)

8 月… 1 日(木)～9 日(金)、19 日(月)～22 日(木)、27 日(火)～31 日(土)

9 月… 1 日(日)～3 日(木)

10 月… 15 日(火)～24 日(木)、28 日(月)～31 日(木)

※提案する運航日数の上限は 12 日以内とし、下限は設けない。

※上記以外の日程を希望する場合は、佐渡汽船にご相談ください。

※他者の提案が採択された場合等、運航可能日が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

- (6) 運航ダイヤ
原則として、旅行会社の提案による。
※往復運航の際に、下船・乗船に要する時間等、詳細については提案後、佐渡汽船と調整を要する場合がある。
※夜間（日没後）の運航は行わないこととする（詳細は佐渡汽船にお問い合わせください）。
- (7) 貸切運賃
片道 708,000 円(税込)
往復 1,345,200 円(税込)
- (8) 旅行商品の内容
・日帰り、宿泊を問わない。
・長岡市内での観光スポットを1つ以上含むこと。
- (9) 募集広告における記載事項
「新潟県、長岡市、佐渡市の支援を受けた特別割引」と明記すること。
- (10) 実績の報告
事業終了後、事業の実績を報告すること。

3 支援の内容

- (1) 事務局が想定する、事業者に対する支援の内容、補助額は以下のとおりとする。なお、事業者がア～ウの支援内容の中のいずれかを選択したり、事務局が想定した補助額と異なる補助額を提案したりすることを妨げない。

ア 貸切運賃に対する支援

ア) 往復利用の場合

催行する場合の1回当たりの送客数が75人以上150人未満の場合、前述2(7)の往復の貸切運賃から、送客数に8,968円を掛けた額を控除した額とする。75人未満の場合は、672,600円とする。

イ) 片道利用の場合

催行する場合の1回当たりの送客数が75人以上150人未満の場合、前述2(7)の片道の貸切運賃から、送客数に4,720円を掛けた額を控除した額とする。75人未満の場合は、354,000円とする。

イ 送客数に応じた支援

送客数が150人を超えた人数1人につき1千円

ウ 広告宣伝に要する費用に対する支援

1回当たりの送客数に応じて以下のとおりとする。

送客数	補助額
～ 100 人	100 千円
101～150 人	200 千円
151 人～	300 千円

- (2) 補助額の支払いは、原則精算払いとする。

4 公募のスケジュール

- ・ 提案書の提出期限は設けず、「5(5)提出先及び問い合わせ先」において随時受け付ける。
- ・ 審査は提案書受付後1週間を目途に実施し、結果は提案者に通知する。

5 応募手続き等

(1) 提案者

旅行業登録を有する事業者で、本事業において、ジェットフォイルをチャーターする者とする。

また、提案者及び提案者と共同で旅行商品を造成・販売する事業者は、次のア、イに掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

ア 次のいずれにも該当しない者であること。

ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をされた者

イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

※旅行業登録を有する複数の事業者が、共同でジェットフォイルをチャーターし、それぞれが旅行商品を造成・販売することは妨げないが、その場合は、代表者1社を提案者とする。また、1社がジェットフォイルをチャーターし、旅行商品を複数の事業者で造成・販売する場合は、チャーターする事業者を提案者とする。

※前述3で事務局の想定として示した補助額は、複数の事業者が旅行商品を造成・販売する場合、すべての事業者の送客数の合計に応じた額とし、支払いは一括して提案者に支払うこととする。

(2) 提出書類

下記①～⑤の書類を作成、提出すること。様式は①を除き任意とし、書類はA4判縦を基本とする。

①提案書（様式2）

②旅行商品の概要（行程、料金、募集定員、最少催行人員、その他商品内容が分かるもの）

③実施体制（責任者、担当者の役割、連絡先等、社内の体制が分かるもの。複数の事業者が共同で実施する場合は、各社の体制が分かるものも記載のこと。）

④スケジュール（商品造成からツアー実施、実績報告までのスケジュール）

⑤補助申請予定額

⑥その他（必要な事項を適宜記載ください）

(3) 提出部数等

- ・ 提案書一式 7部
- ・ 提案書の電子データ 1式

(4) 提出期限

「(5) 提出先及び問い合わせ先」にて随時受付

※提出方法は、持参または郵送とする。

※提出前に電話にご連絡ください。

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁交通政策課地域交通班 担当 福間

※提出する封筒には「佐渡航路社会実験事業提案書」と記載すること。

※連絡先 電話 025-280-5110 FAX 025-284-5042

メールアドレス ngt170060@pref.niigata.lg.jp

(6) その他

- ・ 提案書作成（提出するデータ作成を含む）に要する費用については採択・不採択に関わらず、提案者の負担とする。
- ・ 提出物は返却しない。

6 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は原則として提出書類に基づいて行うが、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出、実施内容の変更を求める場合がある。

(2) 審査項目

以下の審査項目について総合的な評価を行う。

① 適合性

- ・ 提案内容が事業の目的に合致しているか。
- ・ 本事業の円滑に実施する体制となっているか。

② 有効性

- ・ 多くの送客が見込まれるか。
- ・ 寺泊・長岡地域、小木や赤泊等の佐渡地域の振興に資する内容か。

③ 魅力度・先進性

- ・ 魅力的な商品か。
- ・ 新たな訪問先や体験メニュー等があるか。

④ 費用対効果

- ・ 補助額に対して、見込まれる送客数、地域に対する貢献度は高いか。

⑤ 事業継続性

- ・ 次年度以降の事業継続が期待できる内容か。

(3) 結果の決定及び通知

採択・不採択に関わらず、その結果は提案者に書面で通知する。

なお、審査結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。